

石州瓦・くんえん木材・県産材他各種助成制度一覧

	石州瓦・くんえん木材(市)	石州瓦(石州瓦工業組合)	県産材住宅支援(市)	県産材住宅支援(木材協会)	住宅建築奨励補助金(市)
1. 助成元	市	石州瓦工業組合	市	(社)鳥根県木材協会	市
2. 助成趣旨	石州瓦を利用して住宅を新築及び増改築をする方、または石州瓦を使用し、かつ柱材として石州くんえん木材の柱を使用する方への助成	石州瓦を利用して住宅を増改築(屋根の葺き替えを含む)する方への助成	県産材を利用して浜田市内に住宅を新築・購入及び増改築をする方への助成 ※(社)鳥根県木材協会の制度と併用して行うことができる	県産材・石州瓦を利用して鳥根県内に住宅を新築・購入及び増改築をする方への助成	浜田市内に住宅を新築または新築住宅を取得する方への助成
3. 対象要件	①屋根材として石州瓦を使用し、平成21年4月1日以後に屋根の工事に着手し平成22年3月31日までに完了する専用住宅であること ②屋根面積が80㎡以上であること ③市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納のない方 ※上記の要件を満たす住宅を新築・増築・大規模な修繕(屋根の葺き替えを含む)をする方	①県内の建築物であること ②石州瓦を使用した屋根葺き替え工事であること ③石州瓦を使用した屋根工事を伴う増改築工事であること ④上記の屋根葺き替え、屋根工事部分にかかる費用が100万円以上(消費税込み)であること ⑤平成21年4月1日以降の着工で、平成22年3月31日までに屋根工事が終わること ※上記全てを満たすこと(ただし②③はどちらか一方を満たせばよい)	①市内に自らが居住するために住宅を新築・購入、増改築される方 ②(社)鳥根県木材協会が行う「県産材を生かした木造住宅づくり支援事業」の補助対象となること ③平成22年3月31日までに屋根工事が完了する住宅 ④市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納のない方 ※対象となる住宅 県産材を構造材に50%以上使用した新築・購入・増改築住宅	○県内に自ら居住するために住宅を新築・購入又は増改築される方(施主) ※対象となる住宅 ①県産材を構造材に50%以上使用した新築・購入・増改築住宅 ②県産材を構造材に50%以上使用し、石州瓦を使用した新築・購入・増改築住宅 ※助成期間:平成21年4月1日～平成22年3月31日	①平成20年1月2日から平成23年1月1日の間に浜田市内に新築された住宅で、平成21年度から平成23年度の間に新たに固定資産税が課税された、専ら自己の居住の用に供する住宅の所有者の方 ②市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納のない方 ※上記の要件を全て満たす方
4. 補助金額	○石州瓦:屋根面積1㎡当たり900円(8万円を限度) ○石州くんえん木材:石州くんえん木材の柱1本当たり1000円(10万円を限度)	○石州瓦使用面積1㎡当たり480円 ただし一戸あたり10万円まで。(石州瓦使用面積は小数点以下切り捨て)	○県産材使用1㎡あたり2万円 (県産材を構造材に50%以上使用した住宅の新築または購入の場合、最大で30万円) (県産材を50%以上使用で増改築の場合、最大で15万円)	○県産材を使用した新築・購入住宅1㎡あたり2万円(上限30万円) ・さらに石州瓦使用の場合1㎡あたり480円(上限10万円) ⇒県産材・石州瓦両方とも使用の新築・購入住宅の場合、30万円+10万円以上で上限40万円。 ○県産材を使用した増改築住宅1㎡あたり2万円(上限15万円) ・さらに石州瓦使用の場合1㎡あたり480円(上限5万円) ⇒県産材・石州瓦両方とも使用の増改築住宅の場合、15万円+5万円以上で上限20万円。	○課税された住宅の固定資産税相当額(ただし年間5万円を上限) ※補助金額に1000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額 ○新たに固定資産税を課すこととなった年度から最長で3年度分を3年度間で補助 ※補助金の交付は平成21年度以降となる
5. 申請方法	○申請用紙に必要事項を記入の上、屋根工事の着手までに提出(申請用紙は、産業政策課、各支所産業課にあり。市ホームページからもダウンロード可能)	○石州瓦工業組合のホームページから補助金交付要綱と様式を入手 ○または、工事をお願いする工務店・屋根工事店に相談 ○各種申請様式を工務店・屋根工事店経由で石州瓦工業組合に提出 ○書類手続きの流れは別紙参照 ○不明な点は石州瓦工業組合まで	○申請用紙に必要事項を記入の上、提出 ・新築、増改築の場合一屋根工事着工前まで ・購入の場合一売買契約締結後速やかに (申請用紙は、産業政策課、各支所産業課にあり。市ホームページからもダウンロード可能)	○申込書に関係書類を添えて(社)鳥根県木材協会まで申し込む(申込書はホームページからダウンロード可能) ○不明な点は(社)鳥根県木材協会まで	○申請用紙に必要事項を記入の上、提出(申請用紙は、産業政策課、各支所産業課にあり。市ホームページからもダウンロード可能)
6. 申請時期	屋根工事着工前までに申請をすること	屋根工事着工前までに申請をすること	○新築・増改築の場合 屋根工事着工前までに申請すること。 ○購入の場合 不動産売買契約締結後速やかに ※ただし、平成21年4月1日から平成21年7月31日までに、(社)鳥根県木材協会へ申込みをしたものについては、平成21年8月31日までに申請	○新築・増改築の場合 住宅の建築に係る工事の着工前までに(速くとも屋根工事完了までに) ○購入の場合 不動産売買契約締結後	○認定申請 住宅を新築・購入し、登記を完了後新たに固定資産税が賦課される年度の5月31日までに ○補助金交付申請 固定資産税の年税額全額を納付後、当該年度3月31日までに ○請求書 交付申請に対する決定通知が届いてから、当該年度の3月31日までに
7. 特記事項	※専用住宅とは専ら居住の用に供する家屋(併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。ただし別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売など営利を目的とするものは除く) ※石州瓦の助成対象の方で、柱材として石州くんえん木材を利用する場合は、石州瓦の補助金に加算して助成する ※申請者された方を対象に、本事業のアンケートを実施	※(社)鳥根県木材協会が実施する「県産材を生かした木造住宅づくり支援事業」と合わせての利用は不可 ※国、地方公共団体の利用は不可 ※住宅を含めた建築物(店舗など)が対象となる。ただし、国・地方公共団体など公共の利用を目的とするものは含めない	※構造材とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁 ※購入とは、建築された住宅で、まだ人の居住の用に供していない住宅(建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)の購入をいう。	※この助成制度を利用した方は、住宅ローンの優遇金利の申込みにあたっての証明書を申請することが可能 (詳しくは、山陰合同銀行・鳥根銀行・鳥根中央信用金庫・日本海信用金庫・鳥根県内JA・しまね信用金庫まで)	※補助対象となる新築住宅として、玄関、台所、便所、居室があることが必要。併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含むが、住宅部分のみが補助対象となる。また、住宅と同時に建築された住宅用の車庫や物置も対象となる。ただし別荘等一時的に使用するもの及びアパートなど賃貸を目的とするものは対象外。 ※市が行う住宅の評価時などに制度の説明と申請の案内を行う
8. 問い合わせ先	浜田市産業経済部産業政策課 TEL 0855-22-2612 内線413・414	石州瓦工業組合 事務局 〒695-0016 江津市嘉久志町4-405 TEL 0855-52-5605 FAX 0855-52-0766 HP http://www.sekisyu-kawara.jp/ 又は、「屋根の学校」	浜田市産業経済部産業政策課 TEL 0855-22-2612 内線413・414	(社)鳥根県木材協会 〒690-0886 松江市母衣町55 TEL 0852-21-3852 FAX 0852-26-7087 HP http://shimane-mokuzai.jp	浜田市産業経済部産業政策課 TEL 0855-22-2612 内線413・414